

与論町商工業緊急支援給付金

募集要項

【給付金の対象】

- ①給付金の対象となる者は、前事業年度の売上が 200 万円以上あり、新型コロナウイルスの影響によりある特定の 1 月の売上が 50%以上減少した方となります。
- ②対象業種は観光関連業以外の業種となります。
- ③令和 2 年 3 月までに開業した方は新型コロナウイルスの影響を受けた理由書（例：オープンしたが、全くお客さんが来なかった等）を提出し、認められた場合は対象となります。

※前事業年度の売上が 200 万円未満の場合は今回の給付金支給対象外となります。

【給付金の額】

支給額は前事業年度の売上額に応じて下の表の通りです。

前事業年度収入額	給付金の交付上限額
1,000万円以上 (持続化給付金支給対象外で、著しく売上が減少している事業者)	50万円
3,000万円以上	30万円
1,000万円以上3,000万円未満	20万円
200万円以上1,000万円未満	10万円
令和2年1月1日から同年3月31日までに開業した事業者	20万円

※与論町で発生しました新型コロナウイルス感染症集団感染の影響に対する支援として上記額に加えて 20 万円を追加で交付いたします。

【支給の方法】

給付金は 2 回に分けて支給されます。

- ①交付決定後、上記の交付上限額の 7 割相当額を振り込みます。
- ②申請期限終了後、予算に応じて残額を振り込みます。

※交付上限額が 10 万円の場合は 1 回で全額振り込みます。

【申請について】

下記の書類を揃えて令和2年11月10日までに役場商工観光課へ提出してください。

- (1) 与論町商工業緊急支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 決算書又は確定申告書の写し
- (3) 持続化給付金給付通知書の写し又は売上減少申告書（様式第2号）
- (4) 新規事業者の理由書（任意様式）※**新規事業者のみ**
- (5) 申請者の身分証明書の写し
- (6) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (7) 町税等完納証明書又は納税誓約書

提出先：役場商工観光課

その他、何かご不明な点がございましたら下記の連絡先までお願いします。

連絡先

与論町役場商工観光課

担当：裾分・菅原

[Tel:0997-97-4902](tel:0997-97-4902)

FAX:0997-97-4196